

「資格情報のお知らせ」一括交付に関するQ&A

2024年10月

No	質問	回答
1	「資格情報のお知らせ」を通知する目的は何ですか。	厚生労働省からの通達に基づき、個人番号の総点検を経て加入者の情報が正確に登録されていることをご本人にお伝えすることにより、すべての方に安心してマイナ保険証を利用いただくことを目的としています。
2	「資格情報のお知らせ」は、どういうときに使うのですか。	「資格情報のお知らせ」は以下の用途でご利用いただけますので、各自で保管してください。 ○医療機関にカードリーダーがないときや、機器の不具合でマイナ保険証が読み取れないとき 「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を併せて提示することで、保険診療を受けることができます。（「資格情報のお知らせ」を携帯していなくても、スマートフォンでマイナポータルからダウンロードした資格情報画面をマイナ保険証とともに提示することで、保険診療を受けることができます。） ○健保組合へ申請するとき 当健保組合への各種申請時に必要な記号・番号をご確認いただけます。 ※「資格情報のお知らせ」や「マイナポータルの資格情報画面」のみでは、保険診療を受けることができません。
3	マイナンバーカードを持っていません。個人番号を確認する方法はありますか。	以下のいずれかの方法で確認できます。 ①通知カード（2020年5月25日廃止 *再交付不可） ②個人番号通知書（2020年5月25日以降交付） ③個人番号の記載のある住民票
4	内容が合っていることを確認しました。「資格情報のお知らせ」を破棄してよいですか。	質問No2の回答のとおり、必要な場合がありますので、「資格情報のお知らせ」は各自で保管してください。相違ない場合は、ご連絡の必要はありません。
5	「資格情報のお知らせ」が届きません。届かないのはなぜですか。	今回のお知らせは、2024年10月12日時点で当健保組合にて個人番号の登録が完了している方を交付対象者としています。
6	今回の「資格情報のお知らせ」の交付対象者ではありません。いつ頃交付されますか。	今回の交付対象ではなかった方で当健保組合にて個人番号の登録が完了された方には、2024年12月2日以降に「資格情報のお知らせ」を交付する予定です。 なお、12月2日以降に交付する「資格情報のお知らせ」には個人番号下4桁の記載はありません。
7	健保組合の資格を喪失する手続きを行ったが、「資格情報のお知らせ」が届きました。何か手続きが必要ですか。	2024年10月12日時点で当健保組合にて個人番号の登録が完了している方に交付しています。当健保組合での資格がなくなった以降は無効になりますので、ご自身でシュレッダー等により破棄をお願いします。
8	「資格情報のお知らせ」を受け取ったが、記号・番号が変更（任意継続や特例退職への加入、再雇用・転籍等）になりました。何か手続きが必要ですか。	「記号・番号」以外の情報が正しい場合は、手続きの必要はありません。 2024年12月2日以降に、変更後の記号・番号を記載した「資格情報のお知らせ」（個人番号下4桁なし）を交付する予定です。 なお、マイナ保険証をお持ちの場合は、マイナポータル上で最新の資格情報を確認することができますので、マイナポータルをご活用ください。
9	「資格情報のお知らせ」を受け取ったが、退職や被扶養者でなくなった場合、何か手続きが必要ですか。	当健保組合での資格がなくなった以降は無効になりますので、ご自身でシュレッダー等により破棄をお願いします。
10	今回の「資格情報のお知らせ」を紛失・き損しましたが、再交付手続きが必要ですか。	マイナ保険証をお持ちの場合は、マイナポータル上で最新の資格情報を確認することができますので、マイナポータルをご活用ください。 なお、マイナポータルで資格情報を確認できない場合は、2024年12月2日以降に再交付申請を受け付ける予定です。
11	氏名変更したので、変更後の氏名で「資格情報のお知らせ」の再交付をお願いできますか。	